

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条(本契約の目的)

1.当社は、この約款を定めるところより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸渡するものとし、借受人はこれを借り受けられるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2.当社は、約款の趣旨、法令、行政法規及び一般の慣習に反しない範囲で、特に対応するところがあり、貸渡契約の場合には、その反約款約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条(予約の申込み)

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等のオプション品を要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

第3条(予約の変更)

借受人は、前条の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消し等)

1.借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
2.借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとみなし、貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれ額又は計算根拠を料金表に明示します。
1.基本料金
2.特別装備料金
3.チャイルド料金
4.燃料代
5.配車引取料金
6.その他の料金
2.基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支庁長(兵庫県においては神戸商港管理部長兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第13条第1項において同じ)に届け出て実施している料金によるものとします。
3.第2条による予約が完了した後に当社が貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金をと比較して低い方の貸渡料金をいうものとします。

第5条(代替レンタカー)

1.当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないうときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます。))の貸渡しを申し入れることができます。
2.借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時の同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。ただし、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金のより高くなる場合は、予約した車種クラスの貸渡料金をよものととし、貸渡された車種クラスの貸渡料金がより低くなる場合は、当該レンタカーの貸渡料金によるものとします。
3.借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができます。
4.前3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱うものとします。
5.第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱うものとします。

第6条(免責)

当社は借受人は、予約が取り消れ、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7章 貸渡し

第3条(貸渡し契約の締結)

1.借受人は第2条に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表、レンタカーご利用にあたって、同意書等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することのできるレンタカーがない場合は借受人若しくは運転者が第8条第1項各号又は第2項各号いずれかに該当する場合を除きます。
2.貸渡契約を締結した場合、借受人は当社第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3.当社は、監督官庁の指図(通達)(注1)に基づき、賃借料(賃源原費)及び第13条第1項に規定する貸渡しの借受人の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する旨、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求め、及びその写しを提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するとともに、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号平成7年6月13日)の2(10)および(11)のことをいいます。
(注2) 運転免許証とは、道路交法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
4.当社は、貸渡契約の締結をあたひ、借受人又は運転者に対し、運転免許証の写しかた本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとりかるとあります。
5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
6.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第8条(貸渡契約の締結の拒絶)

1.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
(1)貸し渡しレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
(2)酒気を帯びているとき。
(3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
(4)チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させたとき。
(5)暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であること認められるとき。
2.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができます。
(1)予約に際して定めた運転者、貸渡契約の締結日時と異なるとき。
(2)過去の貸渡しにおいて、貸渡料金を滞納した事実があるとき。
(3)過去の貸渡しにおいて、第16条各号に掲げる行為があったとき。
(4)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。))において、第16条第6項又は第22条第1項に便乗する行為があったとき。
(5)過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は借約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
(6)別が明示する条件を満たしていないとき。

3.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交互に報告し又は連絡付、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合は、駐車違反罰金を預かり、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放逐駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反若しくは法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「駐車違反自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4.当社は、当社が必要と認めた資料を、警察に提出する等により借受人又は運転者はその放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交法第51条の4第6項に定める弁明書及び駐車違反自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5.当社が道路交法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの引き取りに要した費用、または放置違反が起因による損害等が発生した場合に、借受人又は運転者は、当社に対して放逐違反相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社に対して、当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払ふものとします。なお、借受人又は運転者が駐車違反罰金を当社に支払った場合においても、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は受け取った駐車違反違約金を借受人又は運転者に返還しなものとします。

第9条(貸渡契約の成立等)

1.貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引渡されたときに成立するものとします。
2.前項の引渡しは、第2条の借受開始日時、及び借受場所で行うものとする。

第10条(貸渡料金)

1.貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれ額又は計算根拠を料金表に明示します。
1.基本料金
2.特別装備料金
3.チャイルド料金
4.燃料代
5.配車引取料金
6.その他の料金
2.基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支庁長(兵庫県においては神戸商港管理部長兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第13条第1項において同じ)に届け出て実施している料金によるものとします。
3.第2条による予約が完了した後に当社が貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金をと比較して低い方の貸渡料金をいうものとします。

第11条(借受条件の変更)

1.借受人は、貸渡契約の締結後、第7条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2.当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第12条(点検整備及び確認)

1.当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
2.当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3.借受人又は運転者は、前二項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4.当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第13条(貸渡証の交付、携帯等)

1.当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支庁長が定める事項を記載した所定の貸渡証を借受人、又は運転者に交付するものとします。
2.借受人又は運転者は、レンタカーの引き渡しを受けてから当社に返還するまで、この貸渡証(以下「使用中」といいます。))、前項より交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3.借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4.借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第14条(管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーを使用し、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第15条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第16条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
(1)当社の承諾及び道路運送法に基づき許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
(2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第7条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
(3)レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
(4)レンタカーの自動車登録番号牌又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等、その原状を変更すること。
(5)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは

競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
(6)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
(7)当社の承諾を得ることなくレンタカーによって損害保険に加入すること。
(8)レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
(9)その他第7条第1項の借受条件に違反する行為をすること

第17条(違法駐車の場合の措置等)

1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。
2.当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーを警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交互に報告し又は連絡付、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合は、駐車違反罰金を預かり、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放逐駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反若しくは法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「駐車違反自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4.当社は、当社が必要と認めた資料を、警察に提出する等により借受人又は運転者はその放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交法第51条の4第6項に定める弁明書及び駐車違反自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5.当社が道路交法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの引き取りに要した費用、または放置違反が起因による損害等が発生した場合に、借受人又は運転者は、当社に対して放逐違反相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社に対して、当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払ふものとします。なお、借受人又は運転者が駐車違反罰金を当社に支払った場合においても、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は受け取った駐車違反違約金を借受人又は運転者に返還しなものとします。

第5章 返還

第18条(返還責任)

1.借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所に所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2.借受人又は運転者は返還時に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3.借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生じた損害について責任を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第19条(返還時の確認等)

1.借受人又は運転者は、当社立合のものとしてレンタカー及び部品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2.借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品の保管の責を負わないものとします。

第20条(借受期間変更時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を、当社の指示に従い支払うものとします。

第21条(返還場所等)

1.借受人又は運転者は、第11条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとします。
2.借受人又は運転者が第11条第1項より当社の承諾を受けることとなる返還先又は預け先の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更手数料を支払うものとします。
※返還期間変更手数料＝返還場所の変更によって必要となる返還のための費用の300%

第22条(不返還となつた場合の措置)
1.当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
2.当社は、前項に該当することとなったとき、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開取の調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3.第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第27条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第23条(故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見した

ときは、直ちに運転を中止し、当社、及び当社指定の連絡先に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第24条(事故発生時の措置)

1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置を要するものに、次に定める措置をとるものとします。
(1)直ちに事故の状況等を当社、及び当社指定の連絡先に報告し、当社の指示に従うこと。
(2)前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認められた場合を除き、当社又は当社指定する工場で行うこと。
(3)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を滞りなく提出すること。
(4)事故に関し相手方と示談等の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2.借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
3.当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第25条(盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
(1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
(2)直ちに被害状況等を当社、及び当社指定の連絡先に報告し、当社の指示に従うこと。
(3)盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を滞りなく提出すること。

第26条(使用不能による貸渡契約の終了)

1.使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2.借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではありません。
3.故障等が貸渡し前に存在した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人又は当社が代替レンタカーの提供を受けようことができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
4.借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は代替レンタカーの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を加へ貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6.借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第27章 賠償及び補償

第7章(賠償及び営業補償)

1.借受人又は運転者は、レンタカー又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2.前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責任に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを当社に支払ふものとします。
3.借受人又は運転者は加害者の特定ができない事故、盗難による損害が発生した場合、借受人又は運転者の管理責任とし、賠償するものとします。

第28条(保険及び補償)

1.借受人又は運転者は第27条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社定める補償制度(以下、次項の限度内の保険金は自動車損害賠償責任保険による金額を含みます。))
(1)対人補償 1名につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含みます。))
(2)対物補償 1事故につき 2,000万円(免責額5万円)
(3)車両補償 1事故につき 賠償額(免責額5万円、ただし、マイクロー及び1ナンバーのトラックは10万円)
(4)人身傷害補償 1名につき10,000円
2.保険料又は補償額については、賠償請求に該当する場合には、第1項に定める賠償金又は補償金は支払われません。
3.保険金又は補償金が支払られない損害及び第1項の定めにより保険金に充てられない損害については、借受人又は運転者の負担とします。
4.当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁償するものとします。
5.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社定める補償制度の加入料相当額を貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

第29条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中に約款に違反したときは、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らその催告を要せず貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第9章(個人情報情報)

第30条(個人情報利用目的)

1.当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。
(1)レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項

を遂行するため。
(2)借受人又は運転者による、レンタカー及びこれらに関連したサービス等の提供をため。
(3)借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
(4)レンタカー、中古車、その他の当社において取り扱う商品及びサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝・印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者に案内するため。
(5)当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上等の検討を目的として、借受人又は運転者に対してアンケート調査を実施するものとする。
(6)個人情報を経営目的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
(7)第1項各号に定める以外の目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
3.コールセンターでは借受人又は運転者からの依頼、要望などを正確に把握するため、通話内容を録音する場合があります。

第31条(個人情報の登録および利用の同意)

1.借受人又は運転者は、当社が第30条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
2.借受人又は運転者は、利用車種、用途、借受開始日時等の、レンタカーの借受に関する情報、及び借受人又は運転者の氏名、住所等の個人情報を以下の提供先へ提供することに同意するものとします。
(提供先およびその利用目的)
(提供先)本レンタカービジネスのフランチャイズ本部である㈱ワンズネット・アジア、及び㈱ワンズネットワークと情報提供契約を結んだフランチャイジー
(利用目的)予約、運行管理、事故対応や借受人又は運転者へ、商品、サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うこと。
(提供先)㈱ワンズネットワーク、及び㈱ワンズネットワークと情報提供契約を結んだ予約センター受付会社、及びWeb会員運営会社(利用目的)予約、運行管理、事故対応や借受人、又は運転者に、商品の企画、開発あるいは顧客満足度向上等の参考とする目的で、当社のお客様対応についてアンケート調査を実施すること。
3.借受人又は運転者は、事故に関し当社の調査の開示を請求ができるものとし、当社が保有する当該事故は万が一不正確または誤りであることが判明した場合に、速やかに訂正または削除に応じざるものとします。
4.借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、か、全し給システムにて7年を超えない期間登録されること並びにその情報と社団法人全国レンタカー協会及び当社に加工して加配する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるランタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとする。

(1)当社が道路交法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命じられた場合
(2)当社に対して第17条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
(3)第22条第1項に規定する不返還があったと認められた場合
第10章 雑則
第32条(装備品)
当社は、車内装備品等の車両装備品の故障による損害に対し、補償の責は負わないものとします。
第33条(相殺)
当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。
第34条(消費税)
借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払ふものとします。
第35条(金銭債務の履行と自認書)
1.借受人又は運転者が当社に対し金銭債務が発生した場合において、借受人又は運転者は返還時に支払ふものとする。支払いが不可能な場合、当社は、借受人又は運転者に借内債務内容及び、支払期日を記載した当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
2.借受人又は運転者は自認書に記載された期日までに金銭債務の履行をするものとします。
3.自認書記載の期日までに、金銭債務の不履行が発生した場合、当社は借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開取の調査を行うこととなる場合があります。借受人又は運転者は、第27条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第36条(遅延損害金)

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払ふものとします。

第37条(細則)

1.当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
2.当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社が発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第38条(合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務が生じたときは、訴訟のいかなにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

第11章 附則

約款は、平成26年4月から施行します。